

指定管理者募集に関する質問と回答

(函館市地域交流まちづくりセンター)

(令和6年5月20日受付分)

No.	対象書類	質問	回答
1	募集要項 P 8 7 業務の範囲および 具体的内容 (4)ウ インボイス制度 の対応に関すること	<ul style="list-style-type: none">・利用者から徴収する施設使用料以外の料金(講座参加費等)に対して発行する領収書に記載する適格事業者番号は函館市と指定管理者のどちらの番号になるのか、ご教示ください。・指定管理者がグループ(任意団体など人格なき社団)だったときは法人格を持つ代表団体の適格事業者番号になるかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none">・収納受託者として徴収する使用料等の適格事業者番号は函館市の番号で対応することとなりますが、それ以外の領収書等は、指定管理者の適格事業者番号で対応することとなります。・基本的には代表団体の適格事業者番号で対応することとなります。